

駐車場法に基づく
路外駐車場設置(変更)の届出に関する手引き

令和7年4月
札幌市

この手引きは、駐車場法に基づき届出が必要となる「路外駐車場」の届出方法や守るべき基準などをまとめたものです。

届出様式や記載例は、「駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出に関する様式・記載例等」をご覧ください。

この手引きにおける略号は次のとおりです。

「法」	駐車場法	昭和 32 年 5 月 16 日 法律第 106 号
「施行令」	駐車場法施行令	昭和 32 年 12 月 13 日 政令第 340 号
「施行規則」	駐車場法施行規則	平成 12 年 11 月 24 日 運輸省・建設省令第 12 号

手引き及び様式、記載例は、以下の札幌市公式ホームページから閲覧またはダウンロードすることができます。

また、関係する法令の一覧および WEB アドレスのリンクを同ホームページに記載しています。

- ダウンロードできる手引きや様式
 - ・ 駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出に関する手引き（本書）
 - ・ 駐車場法に基づく路外駐車場設置（変更）の届出に関する様式・記載例等

- 札幌市公式ホームページのアドレス
<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/tyusya/todokede.html>

目 次

I. 届出等の対象となる駐車場	3
1. 届出判断フロー	4
2. 路外駐車場管理者の責務	5
3. 自動二輪車の受け入れについて	5
II. 届出の種類	6
1. 設置（変更）の届出	7
2. 管理規定の届出	8
3. 休止・廃止・再開の届出	8
4. バリアフリー法に基づく届出	9
5. 札幌市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議	9
6. 変更の届出が必要な場合	10
7. 届出手続きの流れ	11

I. 届出等の対象となる駐車場

法に基づき届出が必要となる駐車場は、次の3つの条件のすべてにあてはまるものです。それ以外のものは、届出の必要はありません。【法第2条・11条・12条】

- 道路の路面外に設置される駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
(以下「路外駐車場」という。)
- 一般公共の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるもの
- 都市計画区域内に設置され、かつ、その利用について料金を徴収するもの

■ 「一般公共の用に供される」とは・・・

駐車場を利用する人が限定されず、一般の人が自由に利用できることをいいます。

例えば、

- ・ あるビルに併設された、ビル内の事務所の従業員や事務所の来訪者用の駐車場で、それ以外の利用を認めない場合
- ・ 月極契約など特定の顧客の駐車のみを扱う場合

等は、「一般公共の用に供される」とは解釈されません。

なお、時間制駐車マス（一般公共用）と月極駐車マス（特定者専用）の部分が明確に分けられる場合は、時間制駐車マスの部分のみを「一般公共の用に供されるもの」として扱います。

■ 「一般公共の駐車のために供する部分の面積」とは・・・

一般公共の用に供する駐車マスの面積の合計をいいます。（車路等の面積は含みません）

特殊装置（いわゆる機械式）を用いる場合における面積の算定にあたっては、駐車のために供する部分に該当する車箱（ゲージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定が困難なものについては、小型自動車または軽自動車（自動二輪車を除く）のみの駐車のために供する特殊装置については自動車1台あたり12㎡と、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く）の駐車のために供することができる特殊装置については自動車1台あたり15㎡とみなして算定します^①。

^① 「駐車場法施行令第15条の認定基準について(通知)」(昭和43年10月16日建設省都市局長通達)

■ 「料金を徴収するもの」とは・・・

時間単位や1日単位で料金を徴収するもののほか、以下のように提携する商店等の特約も料金を徴収する駐車場として取り扱います。

－特約の例－

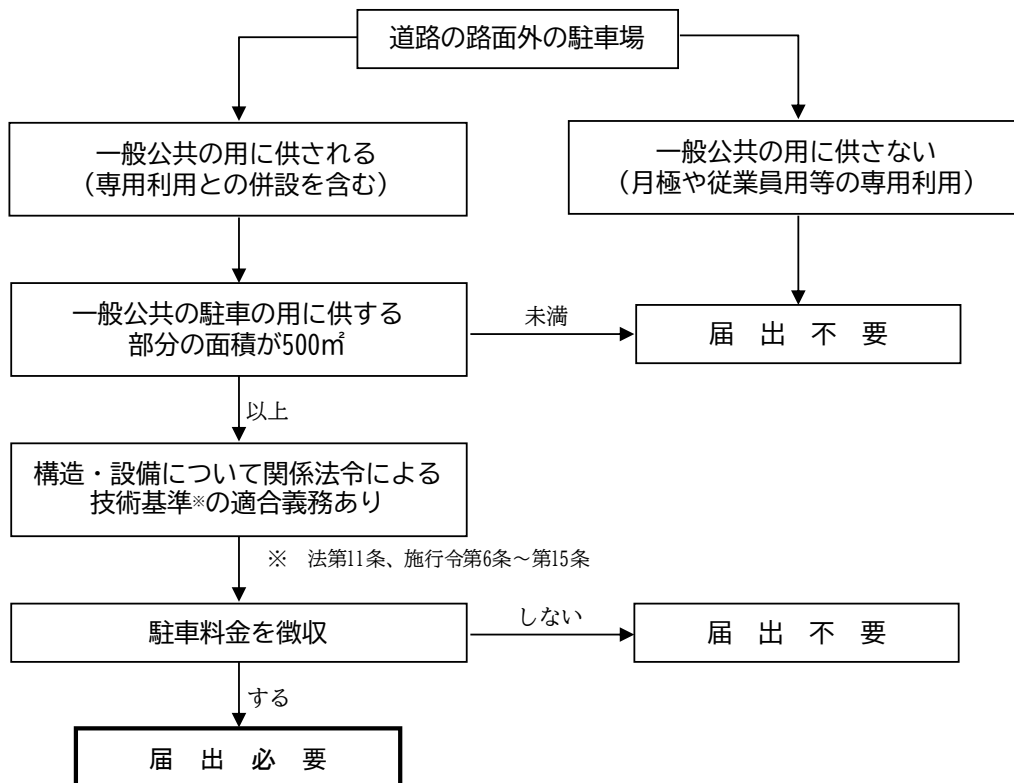
- ・レシートチェックを行い、レシートのないもの、または規定時間超過分について料金を別途支払うもの。
- ・一定時間無料の後料金を徴収するもの。
- ・駐車場の直接の利用者以外が相当の料金を支払うもの。（商店を利用した人に駐車券を発行し、その駐車券に相当する金額を商店が支払う場合など）

また、管理料等の名目で費用を徴収する場合も料金を徴収する駐車場として取り扱います。

－ 短時間料金の設定で、利用しやすい駐車場に －

これまで、路上駐車していた車が、短時間(10・20・30分単位など)の駐車場料金を設定することで駐車場を利用しやすくなり、路上駐車が減る効果が期待できます。事業者の皆さんは利用しやすい料金設定を心がけましょう。

1. 届出判断フロー（法第12条）



※ 法第11条、施行令第6条～第17条

2. 路外駐車場管理者の責務（法第15・16条）

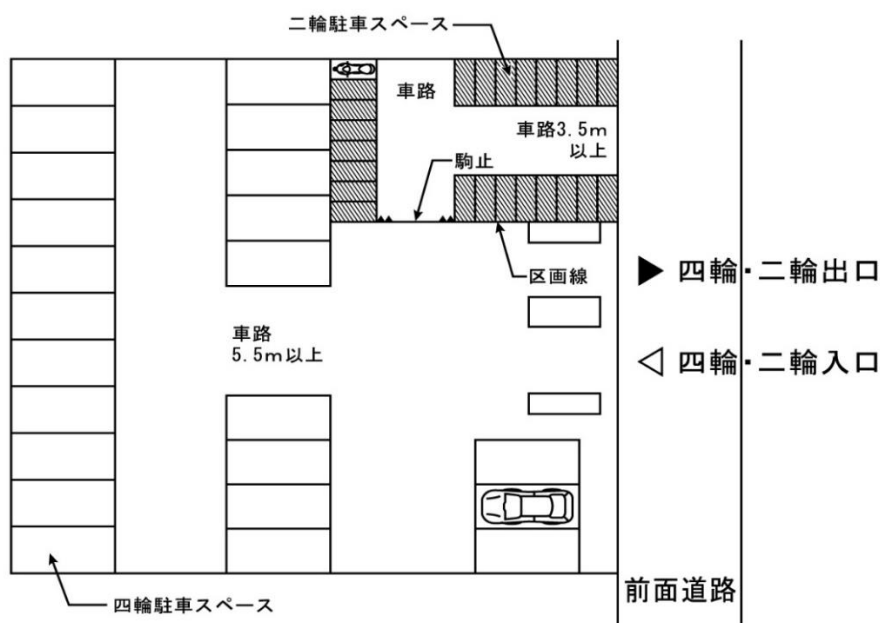
路外駐車場管理者の責務は以下のとおりです。

- (1) 管理規程で定めた駐車場の供用時間内において、正当な理由のない限り、その駐車場の供用を拒んではなりません。
- (2) 管理規程に従って業務を運営するとともに、その路外駐車場をⅢ章、Ⅳ章、Ⅴ章の構造及び設備の基準に適合するよう維持しなければなりません。
- (3) 駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできません。

3. 自動二輪車の受け入れについて（札幌市からのお願い）

札幌市内では、自動二輪車向けの駐車場が不足しております。

路外駐車場を設置される皆様は、四輪用駐車マスでの自動二輪車の受け入れや、自動二輪車用駐車マス进行ていただくよう、ご協力をお願いします。



<自動二輪駐車場の例>

●自動二輪車の受け入れを行っている駐車場の案内・周知（都心部）

札幌市では、自動二輪車の利用者に駐車場を案内・周知することを目的に、都心部（札幌駅～大通駅～すすきの駅周辺）において、自動二輪車の受け入れが可能な路外駐車場の情報を公開しています。自動二輪車を受け入れている路外駐車場の管理者・事業者におかれましては、札幌市への情報の提供および情報の公開に御協力いただきますようお願いいたします。

アドレス：<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/tyusya/zidounirin.html>

II. 届出の種類

届出には、次のものがあります。

- 1 設置（変更）の届出
- 2 管理規程の届出
- 3 上記それぞれの変更、または駐車場の休止、廃止、再開の届出

●駐車を新たに設置する場合は設置の届出と管理規程の届出が必要です。

●届出書は以下のいずれかの媒体で提出することができます。

提出媒体	提出方法	提出先住所等
紙書類	持参・郵送	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階 交通計画課
電子データ	電子メール	kotsu-parking@city.sapporo.jp

●届出書類に不備等がある場合は、書類の追加提出や内容修正が必要になりますので、届出時期には余裕をもってください。

●特に電子メールの場合、システムトラブル等により電子メール不到着等が起こる可能性がありますので、お急ぎの場合やメール送信から数日経過しても返信がない場合は、電話等で連絡してください。

●このほか、届出書提出にあたっては下記を参照してください。

【紙書類】

○正本を1部提出してください。届出書の受理が完了後、受付年月日や受付番号を連絡します。

○押印された書面の控えが必要な場合は、正副2部提出してください。届出書の受理が完了後、副本を返却します。

○書類はA4サイズで提出してください。函面等の大判のものはA4サイズに折り込んで提出してください。

【電子データ】

◇届出書は、電子データとして受理します。届出書の受理が完了後、受付年月日や受付番号を連絡します。

◇届出書は、札幌市ホームページからダウンロードできる届出様式の利用を基本とし、提出時のデータファイルの形式は、Microsoft Word、Excel、またはPDF形式とします。

◇電子メールにデータを添付する場合、一通の電子メールで受け取り可能なデータ容量は4MBまでです。容量の大きなデータを送付するときはメールを数回に分けるか、またはご自身で大容量データ送信サービス等を使用してください。

1. 設置(変更)の届出 (法第12条)

1) 届出者 路外駐車場管理者

2) 届出時期 供用開始前(変更の場合は、変更前)

※ 基準を満たさない構造・施設については、是正工事を行う必要があります。

工事の手戻り等を防ぐため、設計時や工事着手前までに、ご相談ください。

3) 届出書類 以下に示す書類(変更の場合は、変更した事項が関係する書類のみ)

名称等	建築物	建築物 以外	備考
路外駐車場設置(変更) 届出書(様式1)	○	○	変更の場合は、変更箇所を朱書
駐車場施設の概要	○	○	面積計算書、建築物の構造等
路外駐車場の位置を 表示した付近見取図 (縮尺1/10,000以上)	○	○	周辺の学校等主要施設を明示
路外駐車場の区域等 を表示した平面図 (縮尺1/200以上)	○	○	駐車場区域、周辺道路、出入口、駐車マス、 車路、施行令第7条第1項第1号に規定する 部分等(Ⅲ. 1. ①~⑤参照) 一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分を 明示
通行標識・路面表示、 案内看板等の図面	○	○	駐車場の供用時間及び駐車場料金の明示等
各階の平面図 (縮尺1/200以上)	○		屈曲部には回転軌跡を表示
立面図(2面以上) (縮尺1/200以上)	○		
断面図(2面以上) (縮尺1/200以上)	○		車路及び駐車マスのはり下の有効高さを表示
避難階段又はそれに代 わる施設を示したもの	○		直接地上へ通じる出入口がある階・大臣認定 を受けた特殊装置の部分については必要なし
耐火構造の壁又は特定 防火装置によって区画 したことを示したもの	○		給油所その他火災の危険のある施設を附置 する場合のみ
換気風量が計算された もの(各階ごと)	○		機械換気：必要換気量と換気能力の比較 自然換気：必要換気量と開口部面積の比較
照明の照度分布が示さ れたもの(各階ごと)	○		屋上についても必要
大臣認定書の写し及び 仕様書又は全体組立図	○	○	特殊装置を用いる場合のみ(機械式駐車場等)
特殊装置設置計画書 (様式12)	○	○	特殊装置を用いる場合のみ(機械式駐車場等)

建築確認通知書の写し	○		
附置義務駐車施設設置届出書の写し	○	○	附置義務駐車施設が設置されている場合のみ
路外駐車場の届出に関するチェックシート(様式2)	○	○	

2. 管理規程の届出 (法第13条)

- 1) 届出者 路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 供用開始後10日以内(変更の場合は、変更後10日以内)
※ 供用開始前(または変更前)に届け出られても問題ありません。
- 3) 届出書類 以下に示す書類

新設の場合	変更の場合
路外駐車場管理規程届出書(様式3) 路外駐車場の届出に関するチェックシート(様式2)	路外駐車場管理規程変更届出書(様式4)
次に掲げる事項を明記した管理規程 ・路外駐車場の名称 ・路外駐車場管理者の氏名及び住所 (法人の場合は、代表者の氏名等も) ・供用時間(休業日、供用開始及び終了時刻) ・駐車料金(上限額) ・供用契約に関する事項(自動車の滅失、損傷についての損害賠償に関する事項も必要) ・駐車場の構造上駐車することのできない自動車 ・附帯業務の概要(附帯業務がある場合) ※ 駐車場管理規程例 ^② を参考にしてください。	変更内容を示す書類 もしくは、 変更後の管理規程(全文)

3. 休止・廃止・再開の届出 (法第14条)

路外駐車場の全部又は一部を休止し、または廃止したときは届出が必要になります。なお、休止している路外駐車場を再開したときも、届出が必要です。

- 1) 届出者 路外駐車場管理者
- 2) 届出時期 それぞれの行為後10日以内(変更の場合は、変更後10日以内)
※ 行為前に届け出られても問題ありません。

^② 駐車場管理規程例(平成17年1月26日 国土交通省都市・地域整備局街路課長通知)

3) 届出書類 路外駐車場休止（再開）（廃止）届出書（様式5・様式6・様式7）

4. バリアフリー法に基づく届出（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条）

1) 届出者 特定路外駐車場^③管理者

2) 届出時期 路外駐車場の設置（変更）届に添付

3) 届出書類 路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面（様式8）

車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路等を表示した平面図（縮尺1/200以上）
（変更の場合は、変更した事項が関係する書類のみ）

※平面図は、設置（変更）届に添付する平面図と兼用可

5. 札幌市福祉のまちづくり条例に基づく事前協議（札幌市福祉のまちづくり条例第17条等）

1) 届出者 駐車の用に供する部分の面積が1,000㎡以上の特定路外駐車場管理者
（建築物又は建築物に付属する駐車場の事前協議は、都市局建築指導部が担当。）

2) 届出時期 【工事着手前】

工事着手予定日の30日前（変更の場合は、変更工事着手予定日の30日前）

※ 工事（または変更工事）着手予定日の30日前より前に届け出られても問題
ありません。

【工事完了後】

工事完了後速やかに

3) 届出書類 【工事着手前】

・ 公共的施設新設等事前協議書（様式9）

・ 整備基準チェックリスト（様式10）

・ 路外駐車場の位置を表示した付近見取図

・ 車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路等を表示した平面図

※ 駐車場法第12条の設置（変更）届出と当該事前協議を同時に行う場合、付近
見取図及び平面図を設置（変更）届出に添付する図と兼用して構いません

【工事完了後】

・ 工事完了届出書（様式11）

・ 整備基準への適合状況が確認できる写真

4) 交付書類 整備した駐車場が基準に適合していることを確認後、札幌市から特定路外駐車場

^③ 建築物又は建築物に付属する駐車場以外の届出が必要な路外駐車場（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第13号）

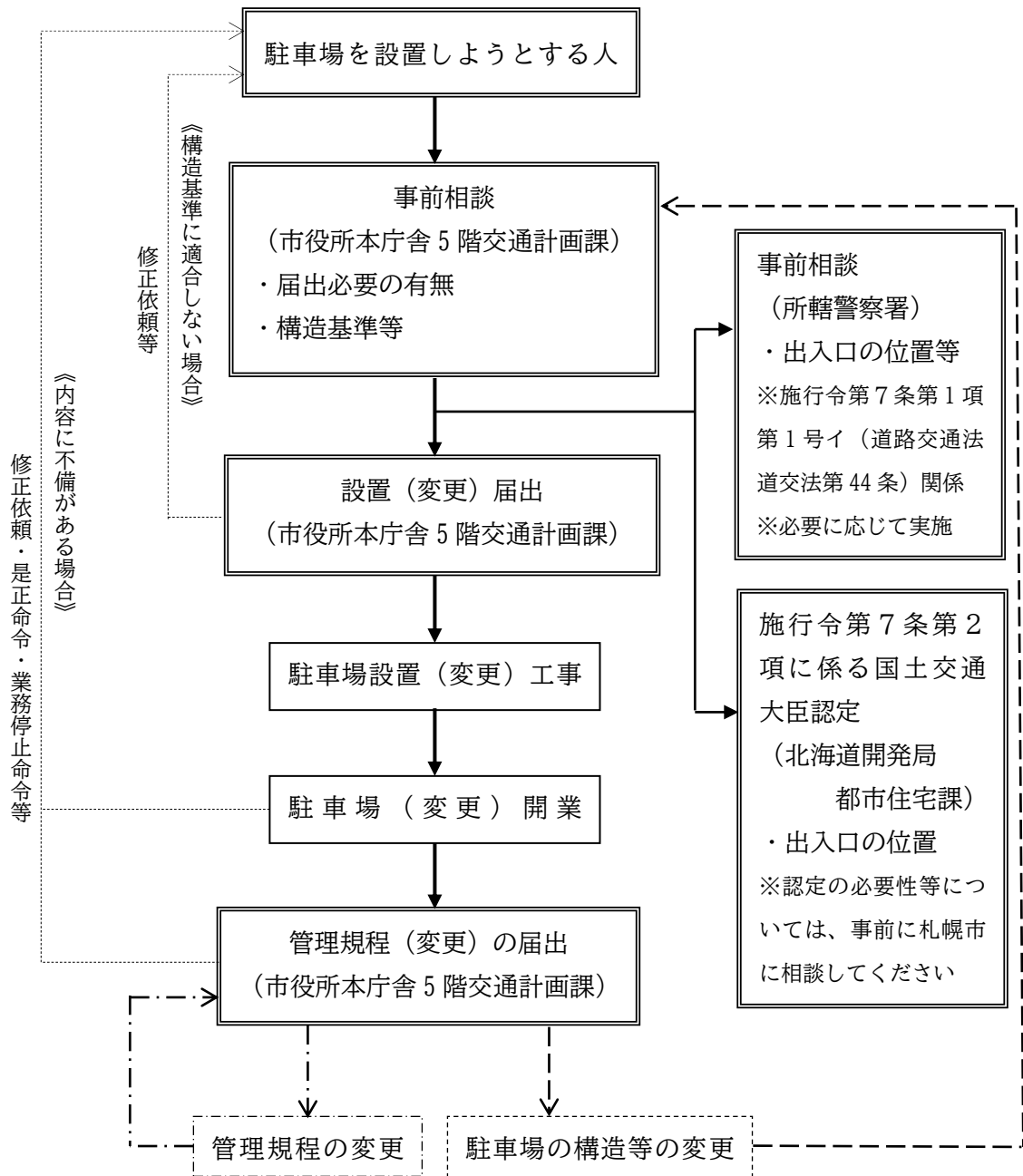
管理者に対して、整備基準適合証（様式 13）を交付します

なお、工事完了時に基準に適合せず、後日基準に適合させた場合でも、整備基準適合証（様式 13）の交付が可能ですので、整備基準への適合状況が確認できる資料等と適合証交付請求書（様式 14）を届け出てください

6. 変更の届出が必要な場合

変更の内容	路外駐車場 設置変更届	管理規程 変更届	その他
管理者の変更 (名称変更を含む)	○	○	駐車場管理者が法人の場合、代表者のみの変更については届出不要
管理者の住所の変更	—	○	
駐車場の名称の変更	○	○	
規模、構造、設備の変更	○	—	変更事項に係る図面等を添付
附帯業務の変更	○	○	
駐車料金の変更	—	○	上限額を変更する場合、または旧施行規則に基づく確定額を上限額に変更する場合に届出が必要 上限額の範囲内で料金を変更する場合は届出不要
供用時間、供用契約、及び省令で定められた事項の変更	—	○	

7. 届出手続きの流れ



Ⅲ. 路外駐車場の構造及び設備の基準

路外駐車場で、一般公共の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上のものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合にはおいては、それらの法令の規定によるものとされ、その他次に掲げる技術的基準を満足していなければなりません。【法第11条】

料金を徴収しないものでも、面積が 500 m²以上であれば適用になります。

1. 自動車の出口及び入口 (施行令第7条第1項第1号)

自動車の出口及び入口は、次に掲げる道路に設けてはなりません。〔図-1 参照〕

なお、出入口の位置等については、必要に応じて事前に所轄警察署と協議して下さい。

① 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

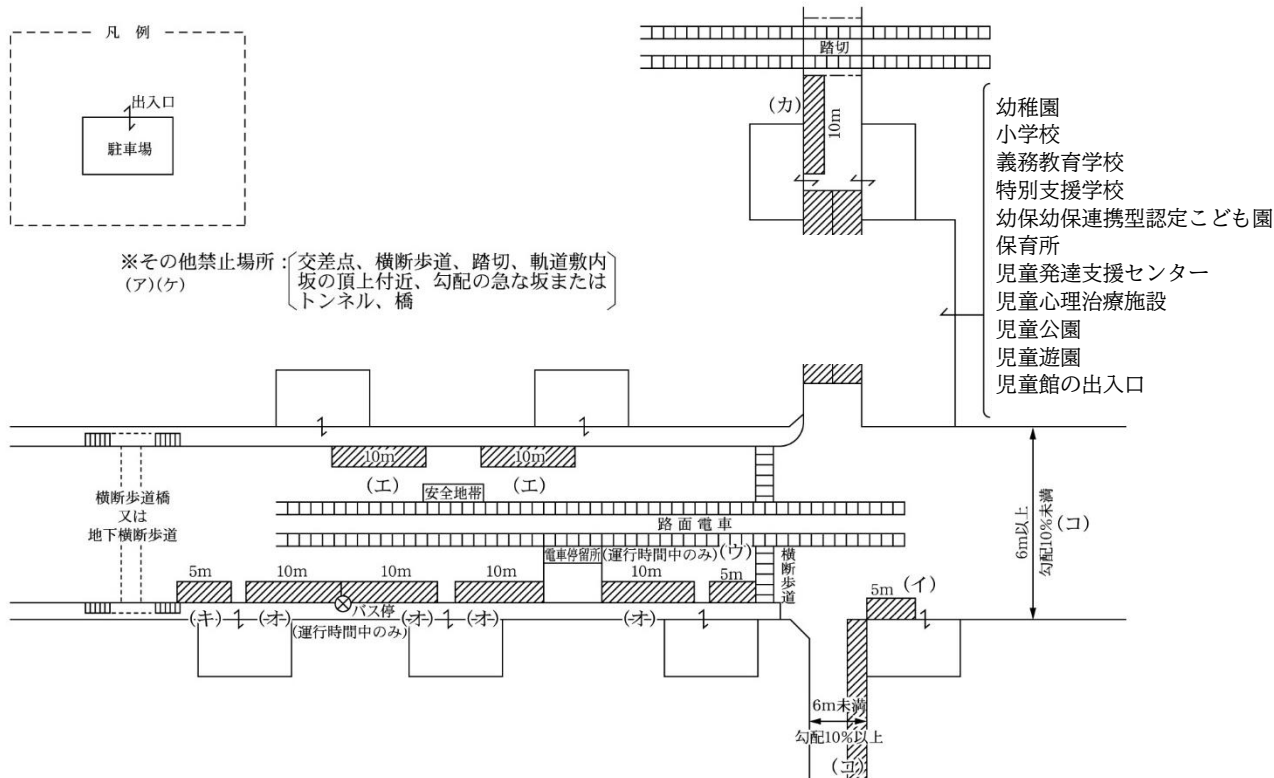
- ・ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル（ア）
- ・ 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分（イ）
- ・ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m 以内の部分（ウ）
- ・ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分（エ）
- ・ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m 以内の部分（当該停留所又は停留所に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）（オ）
- ・ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m 以内の部分（カ）

② 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から 5m 以内の道路の部分（キ）

- ##### ③ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m 以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m 以内の部分を含む）（ク）

④ 橋（ケ）

- ##### ⑤ 幅員 6m 未満の道路又は縦断勾配 10%を超える道路（コ）



※ただし、以下の箇所については国土交通大臣の認定により出入口の設置が可能

- ①交差点の側端
- ②トンネル
- ③道路の曲がり角から5m以内
- ④安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の道路の部分
- ⑤乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の道路の部分
- ⑥橋
- ⑦幅員が6m未満の道路

図-1 出入口を設置できない道路の部分

2. 前面道路が2以上ある場合（施行令第7条第1項第2号）

路外駐車場の前面道路が2つ以上ある場合は、自動車の出入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければなりません。〔図-2〕

ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときはこの限りではありません。



図-2 2以上の前面道路の場合

3. 出口と入口の分離 (施行令第7条第1項第3号)

一般公共の駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の路外駐車場は、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としなければなりません。

〔図-3〕

ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物(中央分離帯等)により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合はこの限りではありません。

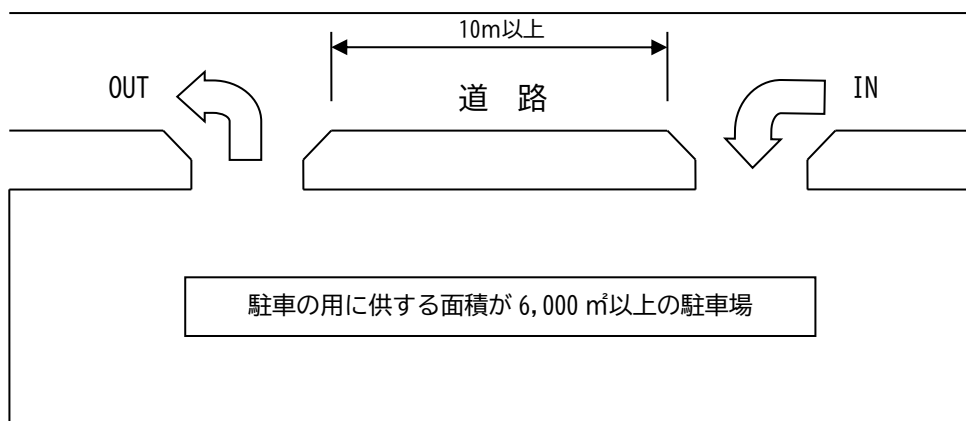


図-3 出入口の分離

4. 出入口のすみ切り (施行令第7条第1項第4号)

自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをしなければなりません。

この場合、切取線と自動車の車路及び道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければなりません。〔図-4-1、4-2〕

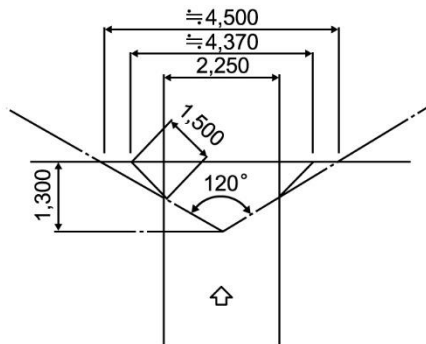
5. 出口の視距 (施行令第7条第1項第5号)

自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上 1.4m の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければなりません。〔図-4-1、4-2 参照〕

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。) 1.3m 〔図-4-1〕

ロ その他の路外駐車場又はその部分 2m 〔図-4-2〕

〔一方通行の場合〕



〔相互通行の場合〕

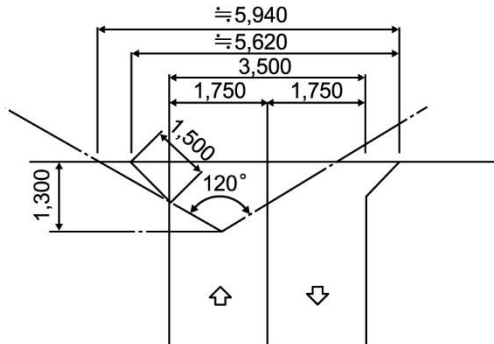
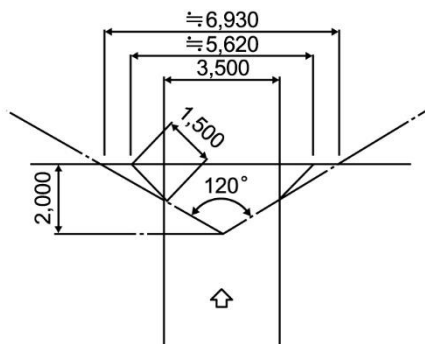


図-4-1 出入口のすみ切り及び視距 (自動二輪車専用駐車場)

〔一方通行の場合〕



〔相互通行の場合〕

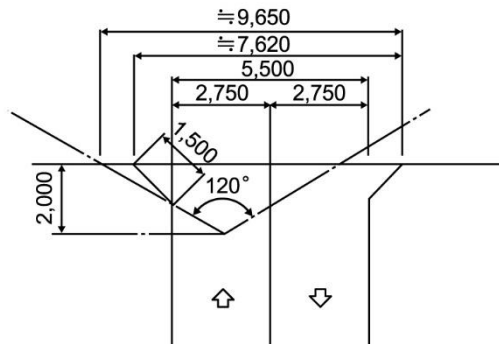


図-4-2 出入口のすみ切り及び視距

6. 車路の安全 (施行令第8条第1項第1号)

路外駐車場には、自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けなければなりません。

7. 車路の幅員 (施行令第8条第1項第2号)

自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員としなければなりません

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75m 以上

(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、1.75m 以上)

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。) 3.5m 以上

(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、2.25m 以上)

ハ その他の自動車の車路又はその部分 5.5m 以上

(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、3.5 m 以上)

8. 駐車マスの寸法

駐車マスは、自動車の大きさに前後左右のクリアランスを加えた大きさが必要となります。

駐車マスの大きさは、「駐車場設計・施工指針^④」や「標準駐車場条例^⑤」を参考にしてください。

小型乗用車〔駐車場設計・施工指針〕 : 幅 2.3m以上 × 奥行 5.0m以上

自動二輪車〔国土交通省・標準駐車場条例〕 : 幅 1.0m以上 × 奥行 2.3m以上

なお、当該路外駐車場が「札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく附置義務駐車施設である場合には、次のように規定されています。

一般自動車用 : 幅 2.3m以上 × 奥行き 5m以上

車いす利用者用 : 幅 3.5m以上 × 奥行き 6m以上 の駐車マスを、1 台以上

荷さばき用 : 幅 3.0m以上 × 奥行き 7.7m以上、有効高さ 3.0m以上
ただし、荷さばきのために附置すべき駐車台数の 50% (小数点以下切り捨て) は、幅 2.5m以上 × 奥行き 6m以上とすることができます。

※車いす利用者用、荷さばきのための駐車施設の台数は、附置義務駐車施設の台数に含むことができます。ただし、荷さばきのための駐車施設については、附置義務駐車施設の台数が 1 台の場合には含めることができません。

^④ 駐車場設計・施工指針 (平成 4 年 6 月 10 日建設省道路局企画課長通達)

^⑤ 標準駐車場条例 (昭和 38 年 8 月 7 日建設省都市局長通達)

9. バリアフリー

特定路外駐車場については、バリアフリー法に基づく国土交通省令^⑥や、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則で定められた構造及び設備の基準に適合させなければなりません。

なお、移動等円滑化経路と車路を兼用することはできませんので、移動等円滑化経路は車路と別に確保してください。整備に当たっては、札幌市福祉のまちづくり条例施設整備ガイドブック^⑦や障がい者等用駐車場の整備ガイドライン^⑧を参考にしてください。

○ 特定路外駐車場のバリアフリーに関する基準

		バリアフリー法	札幌市福祉のまちづくり条例
車いす使用者用駐車マス	台数	1台以上 [*]	総台数の1/100台以上
	大きさ	幅3.5m以上	幅3.5m × 奥行6.0m以上
	車いす使用者用の表示	設置	積雪等に配慮して設置
	設置場所	移動等円滑化経路 ^⑨ の長さができるだけ短くなる位置	
車いす使用者用駐車マスがある旨や、そこまでの経路の表示		—	出入口付近に設置
移動等円滑化経路	経路数	1以上	
	出入口の幅	80cm以上	90cm以上
	経路の幅	120cm以上	180cm以上
	車いすの転回ができる場所	50m以内ごとに設置	—
	表面の構造	—	滑りにくい仕上げ
	排水溝の蓋	—	杖や車いす等が落ち込まない
	経路上に段または傾斜路（勾配が1/20を超える）部分がある場合は、段に変わる傾斜路や手すり、踊場等の設置が必要です。設置基準は「様式2：路外駐車場の届出に関するチェックシート」や「様式10：整備基準チェックリスト」をご覧ください。		

^{*}バリアフリー法の基準変更のお知らせ

「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則」が改正され、令和7年6月1日以降に工事に着手する特定路外駐車場には、新たな基準が適用されます。

変更概要	車いす使用者用駐車施設の数	適用除外
現行基準 (令和7年5月30日まで)	1以上	専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車の駐車のための駐車場
改正基準 (令和7年6月1日から)	200台以下は総数の2%以上 200台超は1%+2以上	専ら普通自動車以外の自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む)の駐車のための駐車場

⑥ 「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第2-4条」

⑦ 「札幌市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を令和6年6月に改訂

⑧ 札幌市ホームページ：<https://www.city.sapporo.jp/fukushi/machizukuri/documents/guideline.pdf>

⑨ 車いす使用者用駐車マスと出入口を結ぶ経路で、高齢者、障がい者等が円滑に移動できる経路

10. 供用時間等の明示（施行令第17条）

路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければなりません。

なお、管理規定に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り供用を拒んではならないことになっておりますので、利用者が供用時間や料金を正しく認識できるように、駐車場の案内表示を行ってください。

駐車場の案内表示の参考例

有 料 駐 車 場

○ ○ ○ パ ー キ ン グ

当駐車場は、一般の方にご利用いただける「路外駐車場」です。

- 営 業 時 間 午前〇〇：〇〇 ～ 午後〇〇：〇〇まで
- 料 金 20分ごとに 〇〇〇円
- 駐車可能な自動車 当駐車場に駐車できる自動車は、積載物又は取付物を含め長さ 〇m以下、幅 〇m以下、高さ 〇m以下、重量 〇t以下のものに限ります。
- 事 故 等 の 責 任 駐車場内での事故については、当駐車場の管理規程に基づき責任の分担を判断します。

駐車場管理者 株式会社 ○○○○

IV. 建築物である路外駐車場の構造及び設備の基準

建築物として作られる路外駐車場の場合の構造及び設備の基準は、Ⅲの規定の他に、次に掲げる技術的基準を満足していなければなりません。

1. 車路の構造（施行令第8条第3号）

(1) はり下の高さは、2.3m以上確保しなければなりません。〔図-5〕

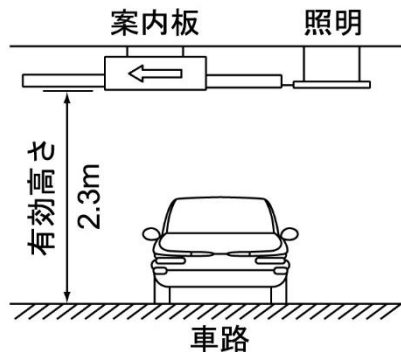


図-5 はり下の高さ

(2) ターンテーブルが設けられていない屈曲部は、自動車が 5m以上の内回り半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部については、特定自動二輪車を 3m以上の内回り半径で回転させることができる構造）としなければなりません。〔図-6〕

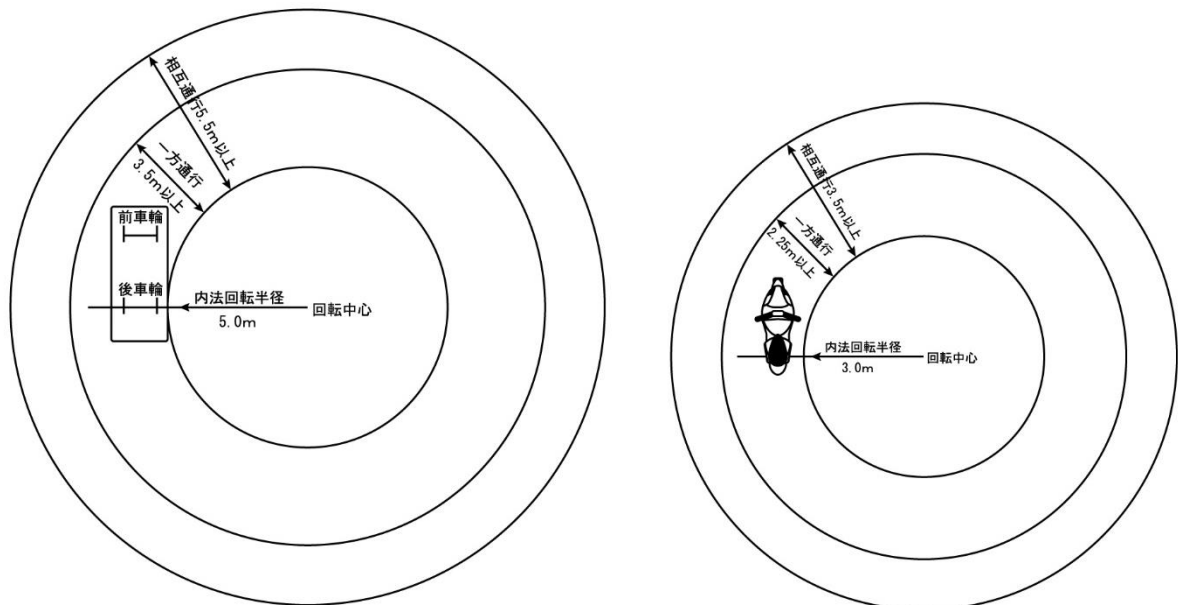


図-6 屈曲部の車路（右図：自動二輪車専用駐車場）

(3) 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えてはなりません。

(4) 傾斜部の路面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げなければなりません。

2. 駐車マスの部分の高さ（施行令第9条）

駐車マスの部分のほり下の高さは2.1m以上確保しなければなりません。

3. 避難階段（施行令第10条）

地上へ直接通じる出入口のある階以外の階に駐車マスを設ける場合には、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければなりません。

4. 防火区画（施行令第11条）

給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は防火戸等の特定防火設備（建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。）によって区画しなければなりません。

5. 換気装置（施行令第12条）

内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積が床面積の10分の1以上であるものについては、この限りではありません。

○ 換気能力は下記の値以上とする必要があります。

機械換気の場合：必要換気量 $V \geq 14 \times W \times L$

自然換気の場合：開口部の面積 $A \times B \geq (W \times L) / 10$

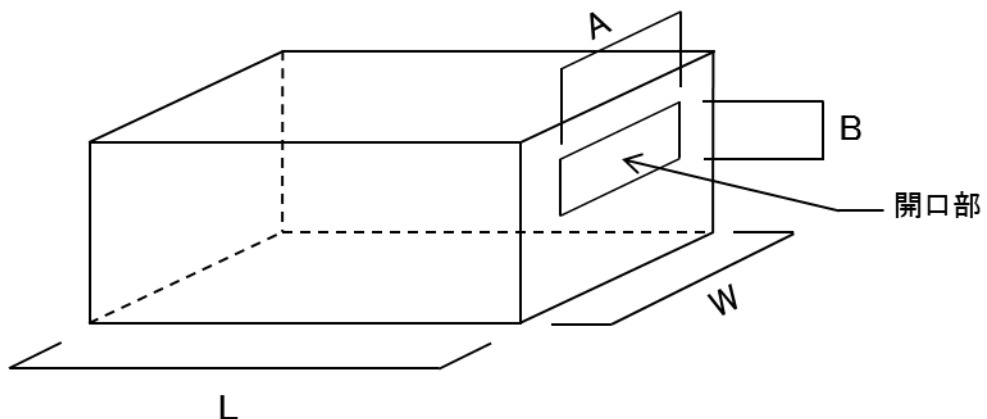


図-7 換気能力の算出

6. 照明装置（施行令第13条）

以下の照度を保つために必要な照明装置を設けなければなりません。

（この規定は、屋上にも適用されます。）

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 自動車の車路の路面 | 10 ルクス以上 |
| (2) 自動車の駐車のために供する部分の床面 | 2 ルクス以上 |

7. 警報装置（施行令第14条）

自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければなりません。

V. 特殊装置を用いる路外駐車場の技術基準

国土交通大臣の認定を受けた特殊装置を用いる路外駐車場については、IVの構造及び設備の基準によらないことができます。

1. 特殊装置の分類

- (1) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスの部分に該当するものは、垂直循環方式（メリーゴーランド）、水平循環方式、多層循環方式、二段方式です。
- (2) 特殊装置が施行令第8条の車路に該当するものは、自動車用エレベーター、方向転換装置（ターンテーブル）です。
- (3) 特殊装置が施行令第9条の駐車マスと施行令第8条の車路との組合せであるものは、エレベーター方式、エレベータースライド方式、平面往復方式です。

2. 対象とする自動車

道路運送車両法（施行規則別表第1）に定める普通自動車（大型のバス、トラック等を除く）、小型自動車又は軽自動車（二輪車を除く）です。

3. 特殊装置の面積の算定方法

特殊装置の駐車マスの部分の面積の算定に当たっては、道路運送車両法で規定された小型自動車又は軽自動車のみ駐車用の供する特殊装置の場合、自動車1台当り12㎡とみなし、普通自動車（大型バス、トラック等を除く。）の駐車用の供することができる特殊装置については、自動車1台当り15㎡とみなして算定します。

4. 前面空地

施行令第15条の認定基準に基づいて、「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置（二段方式を除く）と道路の間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けなければなりません。〔図-8〕

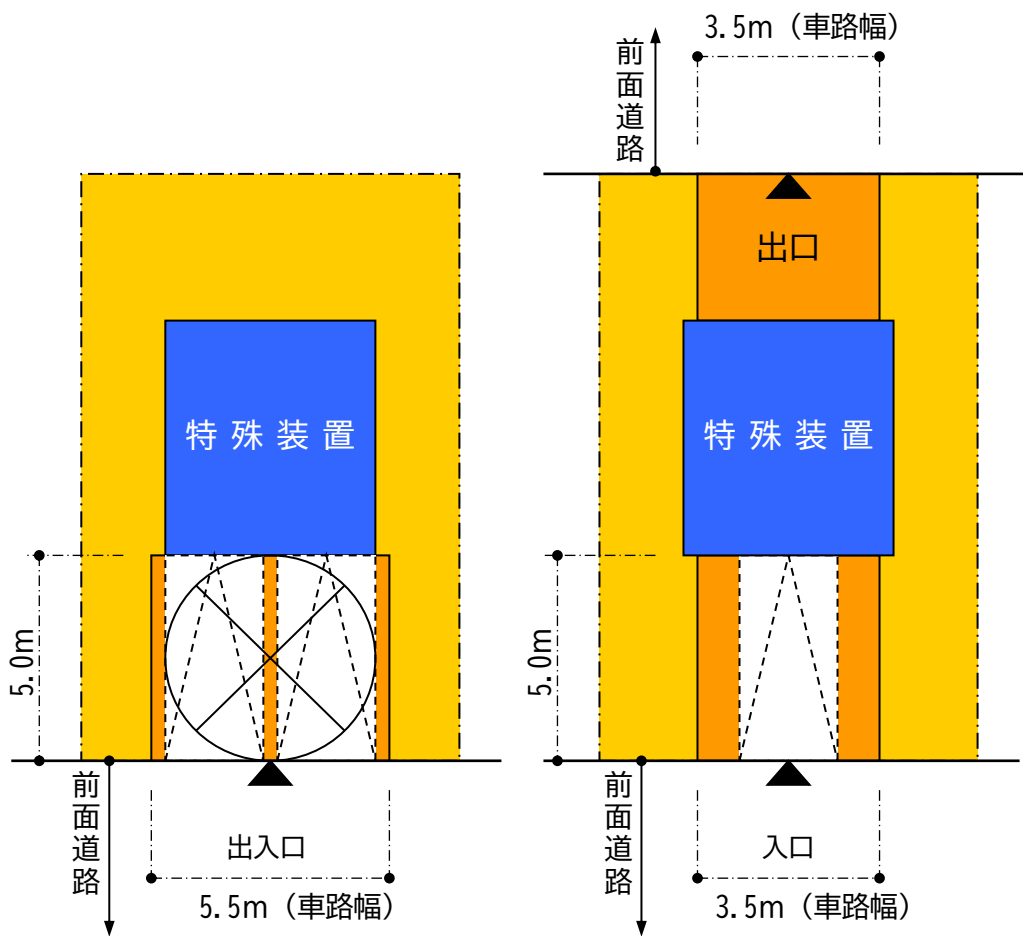
ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設ける必要があります。

5. 特殊装置の認定基準（参考）

	垂直循環方式・水平循環方式・ 多層循環方式	二段方式
分類	駐車の用に供する部分に該当するもの	
自動車の出口及び入口関係 (施行令第7条)	Ⅲの規定による	同 左
車路関係 (施行令第8条)	<p>a. 特殊装置と道路との間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けるものとする。</p> <p>b. ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることで足りる。〔図-8参照〕</p> <p>c. 建築物で、かつ傾斜部でない場合におけるはり下の高さは2.1mとすることができる。</p>	Ⅲ・Ⅳの規定による。
駐車の用に供する高さ関係 (施行令第9条)	高さは1.6m以上とする。	<p>a. 高さは1.8m以上とする。</p> <p>b. 人が立ち入らないものについては、高さ1.6m以上とすることができる。</p>
避難階段関係 (施行令第10条)	避難階段は設けないことができる。	同 左
防火区画関係 (施行令第11条)	Ⅳの規定による。	同 左
換気装置関係 (施行令第12条)	換気装置は設けないことができる。ただし、車路が建築物である場合には、当該車路の部分についてはⅣの規定によらなければならない。	同 左
照明装置関係 (施行令第13条)	駐車場利用者がその保管を委託しようとする自動車を、特殊装置の駐車の用に供する部分に乗り入れる場合においては、当該部分については2ルクス以上の照度を保つこと。	同 左
警報装置関係 (施行令第14条)	Ⅳの規定による。	同 左

	自動車用エレベーター
分類	車路に該当するもの
自動車の出口及び入口関係 (施行令第7条)	Ⅲの規定による
車路関係 (施行令第8条)	a. 垂直・水平・多層循環式方式の a・b に同じ。 b. エレベーターの幅員は収容可能な自動車 1 台の幅員に 0.5m 以上を加えた寸法とし、エレベーターの高さは 1.8m 以上とする。
駐車の用に供する高さ関係 (施行令第9条)	Ⅳの規定による。
避難階段関係 (施行令第10条)	Ⅳの規定による。
防火区画関係 (施行令第11条)	Ⅳの規定による。
換気装置関係 (施行令第12条)	Ⅳの規定による。
照明装置関係 (施行令第13条)	車路に該当するエレベーターについては、その床面の照度を 10 ルクス以上に保つこと。
警報装置関係 (施行令第14条)	Ⅳの規定による。

	エレベーター方式・エレベータースライド式・平面往復式		
	人を乗せないで昇降・移動するもの	人を乗せて昇降・移動するもの	
分類	駐車のために供する部分と車路との組み合わせのもの		
自動車の出口及び入口関係 (施行令第7条)	垂直・水平・多層循環方式に同じ。	Ⅲの規定による。	
車路関係 (施行令第8条)	同上	a. 垂直・水平・多層循環式方式の a・b に同じ。 b. エレベーターの幅員は収容可能な自動車1台の幅員に0.5m以上を加えた寸法とし、エレベーターの高さは1.8m以上とする。	
駐車のために供する高さ関係 (施行令第9条)	同上	a. 駐車場利用者が立ち入る場合はⅣの規定による。 b. 当該駐車場の職員のみが立ち入る場合は1.8m以上とし、人が立ち入らない場合は1.6m以上とすることができる。	
避難階段関係 (施行令第10条)	同上	Ⅳの規定による。	
防火区画関係 (施行令第11条)	同上	Ⅳの規定による。	
換気装置関係 (施行令第12条)	同上	Ⅳの規定による。	
照明装置関係 (施行令第13条)	同上	エレベーター・エレベータースライド方式	平面往復方式
		自動車用エレベーターに同じ。	a. Ⅳの規定による。 b. 人が立ち入らない部分については照明装置を設けないことができる。
警報装置関係 (施行令第14条)	Ⅳの規定による。	同左	



- A. 特殊装置の出口と入口が分離されていない場合 B. 特殊装置の出口と入口が分離されている場合

図-8 特殊装置の前面空地 (例)

この冊子は、以下のサイトからダウンロードすることができます。ぜひご利用ください。

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/tyusya/todokede.html>

〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市まちづくり政策局総合交通計画部交通計画課
TEL (011) 211-2275 FAX (011) 218-5114